

上祖師谷中学校いじめ防止基本方針



平成 26 年 4 月

温知学舎 世田谷区立上祖師谷中学校
(令和 4 年 4 月改定)
(令和 5 年 4 月改定)
(令和 6 年 4 月改定)
(令和 7 年 4 月改定)

上祖師谷中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。また、行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができる場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要である。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。また、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等

の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が生徒の多様性を認めることで、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係を育むために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

生徒間で信頼関係や尊重の精神を育み、協力的な活動を通じて良好な人間関係を築くことが予防に繋がる。さらに、教師が生徒一人ひとりを観察し、問題の兆候を早期に発見して適切なサポートを行う。また、学校全体で「いじめを許さない」というメッセージを共有し、全校で一貫した取り組みを行うことで、いじめ防止の文化を定着させる。また、生徒が自己肯定感を高める支援も重要であり、自己信頼を育むことでいじめのリスクを減少させる。加えて、感情のコントロールや問題解決スキルを教育し、生徒が適切なコミュニケーションを取れるような支援を進める。最後に、学校だけでなく、家庭や地域との連携を強化することで、いじめ防止に対する取り組みがさらに効果的となる。これらの実践を通じて、いじめを未然に防ぐための強固な基盤を築きあげる。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査、全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもつて、早い段階から的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速や

かに学校いじめ対策委員会に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。

また、多角的な視点から生徒を理解し、適切な支援を行うことが大切。家庭との連携を密にし、生徒の状況や課題について情報を共有するとともに、家庭の養育力を高めるための支援を行う。

具体的には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所などとの連携を通して、専門的な知識や技術を活用する。また、それぞれの役割分担を明確にし、スムーズな情報共有と連携を図る。

いじめ問題を解決するためには、家庭、地域、関係機関が一体となつた連携が不可欠である。親が子どもの様子を常に把握し、学校と連携して早期に問題に対応を進める。

また、地域社会においては、大人たちが子どもたちと積極的に関り、いじめの兆候を見逃さないよう注意を払う必要がある。地域の教育機関や福祉機関とも連携し、予防活動や支援体制を強化していく。

さらに、学校、教育委員会、福祉機関、警察などが協力し、いじめの早期発見と適切な対応を行う。特に深刻ないじめについては、専門的な支援を受けられる体制を整える。加害者と被害者の双方に対して、カウンセリングや心理的サポートを提供することを的確に行う。

(5) 警察と連携した対応

警察と、児童・生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

児童相談所や医療機関など、関係機関との連携が必要となり、生徒の問題は、様々な要因が複雑に絡み合っている場合があり、関係機関と連携して多角的な支援を行っていく。学校と警察は、互いの役割と責任を理解し、適切な情報共有を行う。

(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（上祖師谷中学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター、養護教諭等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方

針の点検、見直しを定期的に行う。

2 本校に係る重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（2）本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している上祖師谷中学校いじめ対策委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。